

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大蔵村の人口は、平成27年国勢調査で、3,412人となっている。当村の人口は年々減少の一途を辿り、少子高齢化の進行が顕著である。

本村においては、農業・商業・観光業が交流人口の拡大と誘客に多大なる影響を与えているだけでなく、若者のUターンの要因の一つにもなっている主要産業であり、これらの産業を支えている事業者のほぼ全てが中小企業者となっている。

本村企業の経営者、従事者は高齢化が進んでおり、生産性の低下による営業利益の減少、それによる人手不足という悪循環に陥っている。近年は廃業する企業者も増加傾向にあり、村の産業の衰退が懸念される。

このような問題を解決するための中小企業者の生産性向上に向けた取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村を支える産業を安定したものへと改善し、それにより、交流人口の拡大、誘客へとつなげることで、活気のある自治体となることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村においては、農業、商業、観光業等、多岐にわたる業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性の向上を図ることで、活気のある村となるだけでなく、安定した各産業をPRすることで後継者不足の解消にもつながっていくものと考えている。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本村の産業は、中心部から南部の温泉地にかけて広く立地しているため、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本村においては、前述のとおり、多岐にわたる業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発や業務の効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。